

No. **260**号

2025 年（令和 7 年）
7 月 1 日発行

立協たより

（公社）東基連
立川労働基準協会支部
〒190-0012
立川市曙町1-21-1
いちご立川ビル2階
電話 042-512-5311
FAX 042-512-5473
発行者 長瀬 高志



ギリシャ劇場とジャルディーニ湾（シチリア島・タオルミーナ）

目

「令和7年度エイジフレンドリー補助金」の
ご案内……………(2)

報告「労務・安全講習会
（全国安全週間実施要綱説明会）」……………(4)

全国安全週間……………(4)

立川署管内の労働災害発生状況
（令和7年3月末現在）……………(5)

職場における熱中症対策の強化について……………(7)

次

保健所からのお知らせ……………(8)

「立協たより」広報部員による
丸ごと1ページ責任編集～No.57～……………(9)

「私の安全衛生宣言」募集！……………(10)

「定時支部会員総会」報告……………(10)

編集後記……………(10)

「令和 7 年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を 補助します。

高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金申請受付期間 令和 7 年 5 月 15 日～令和 7 年 10 月 31 日

安全衛生対策コース名		補助対象	対象事業者
I 総合対策コース ・ 補助率 4 / 5 ・ 上限額100万円（消費税を除く）		・ 労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・ <u>リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策</u> に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・ 中小企業事業者 ・ 1 年以上事業を実施していること ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の 高齢労働者（60歳以上） が常時 1 名以上就労していること ・ 高齢労働者が対策を行う作業に就いていること
II 職場環境改善コース ・ 補助率 1 / 2 ・ 上限額100万円（消費税を除く）		・ 高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	
熱中症予防対策プラン		・ 熱中症の発症リスクの高い高齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）	
III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース ・ 補助率 3 / 4 ・ 上限額100万円（消費税を除く）	転倒防止	・ <u>労働者の転倒災害防止のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費</u> （役員を除き、5 人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	・ 中小企業事業者 ・ 1 年以上事業を実施していること ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時 1 名以上就労していること
	腰痛予防	・ <u>労働者の腰痛災害の予防のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費</u> （役員を除き、5 人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	
IV コラボヘルスコース ・ 補助率 3 / 4 ・ 上限額30万円（消費税を除く）		・ <u>事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等</u> 、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費（役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限ります）	
【注意事項】 ・ 補助金の交付は 1 年度につき 1 回までです。また、過去に補助を受けている場合、同様の対策への補助は受けられません。 ・ 複数コース併せての申請はできません。 ・ コースごとに予算額を定めています。 ・ その他、交付申請や実績報告・支払請求の注意事項は、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。			

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業 種		常時使用する 労働者数※ 1	資本金又は出資の 総額※ 1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※ 2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、 情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サー ビス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1 億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、 保険業など	300人以下	3 億円以下

※ 1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※ 2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

交付申請書類受付期限 令和 7 年10月31日（当日消印有効）

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 「エイジフレンドリー補助金事務センター」 （ホームページ https://www.jashcon-age.or.jp）		
関係書類 送付先 (郵送の場合)	〒105-0014 東京都港区芝 1-4-10 トイヤビル 5 階 エイジフレンドリー補助金事務センター 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 申請書類は郵送または宅配便で送付ください（メールでの申請はできません） 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では送付しないでください	
お問合せ先	申請担当 電 話：03（6381）7507 F A X：03（6809）4086	支払担当 電 話：03（6809）4085 F A X：03（6809）4086
受付時間	平日10：00～12：00/13：00～16：00 （土日祝休み、平日12：00～13：00は電話に出ることができません） <8月12日～8月15日（夏季休暇）、12月29日～1月3日（年末年始）を除く>	

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

第98回全国安全週間スローガン

「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

報告「労務・安全講習会（全国安全週間実施要綱説明会）」

第98回全国安全週間（7月1日～7日）に向け、6月5日（木）立川地方合同庁舎会議室において、立川労働基準監督署・（公社）東基連立川支部共催による労務・安全講習会（全国安全週間実施要綱説明会）が開催されました。

講習会は、宮下拓也当支部副支部長（兼安全部会長）の「死亡災害は減少していますが、休業4日以上之死傷災害は増加傾向に転じ、特に、転倒や腰痛など作業行動に起因するものが増加し続けています。労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くため、スローガンの下、第14次労働災害防止計画に基づく施策に引き続き労使一丸となって取り組みましょう。」との主催者挨拶で開会しました。

続いてご挨拶をいただいた柳多賀子立川労働基準監督署長は、「立川署管内では休業4日以上之死傷災害は減少傾向にあり、これは日頃からの労働災害防止に対する意識の高さの結果です。本週間並びに準備月間を機に改めて見直していただき、引き続き災害防止に努めて頂きたい。」と話されました。

田中好一安全衛生課長は、「全国安全週間実施要綱」として、実施者の実施事項、安全衛生活動の推進（管理体制の確立、安全衛生教育の樹立と効果的な実施、リスクアセスメントの実施など）、業種の特性に応じた労働災害の防止策、業種横断的な労働災害防止策について説明されました。小林高士第二方面主任監督官は、「適正な労務管理」として、健康管理、労働時間の把握と記録、残業の上限規制などについて説明されました。

特別講演は、中央労働災害防止協会 関東安全衛生サービスセンター 柴田優講師による「事業者求められる安全配慮義務」がテーマでした。はじめに労働災害が発生した時の企業の責任、安全衛生に関する法的責任、安衛法違反による送検事例について説明がありました。その後、安全配慮の範囲・分類・対象者・内容と対応について説明があり、安全配慮として求められること、リスクマネジメントについても説明がありました。

参加された皆様ありがとうございました（参加者は65名、当支部会員33名、参加者名簿は労基署に提出済）。



宮下副支部長兼安全部会長



柳労働基準監督署長



柴田中央労働災害防止協会講師

第98回 **全国安全週間** 期間 令和7年7月1日（火）～7日（月）

令和7年度スローガン 『多様な仲間と 築く安全 未来の職場』

今年で98回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和6年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上之死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっております。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

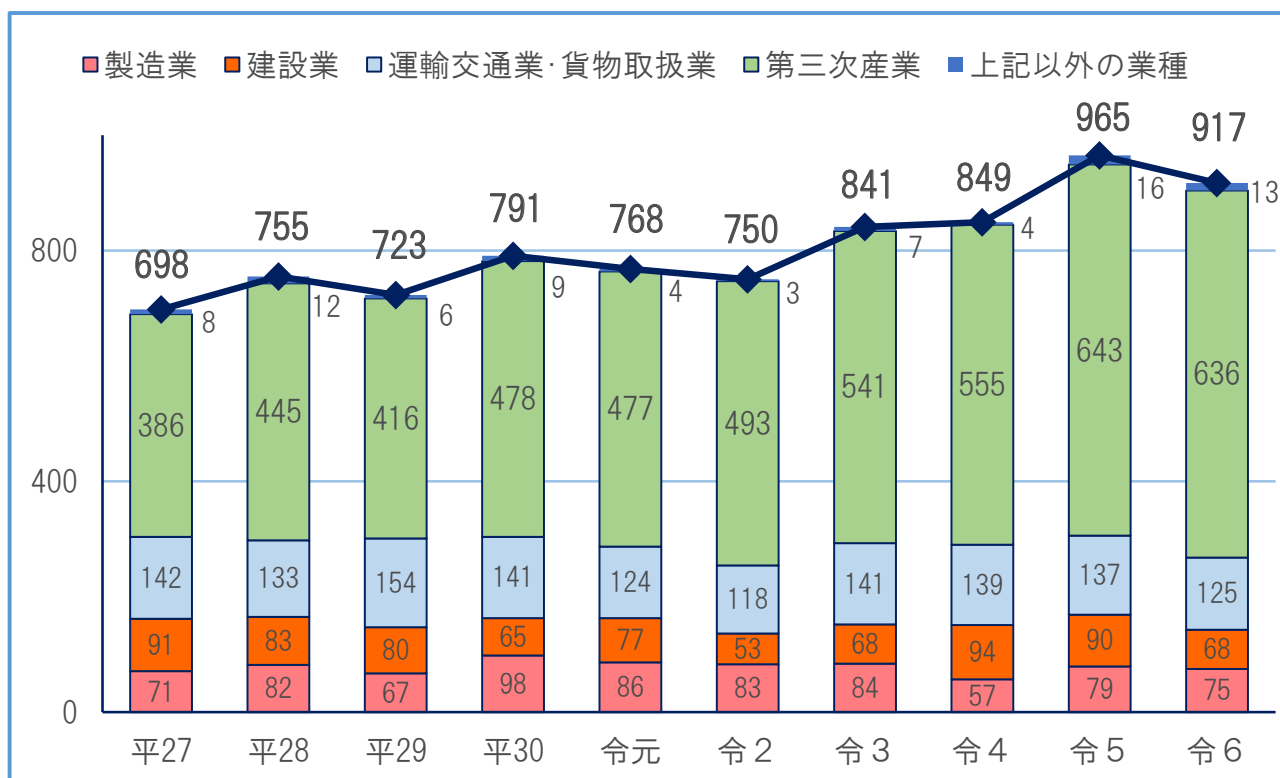
また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

令和6年 立川署管内の労働災害発生状況（令和7年3月末現在）

◇ 死傷災害の被災者数（休業4日以上）※新型コロナ除く

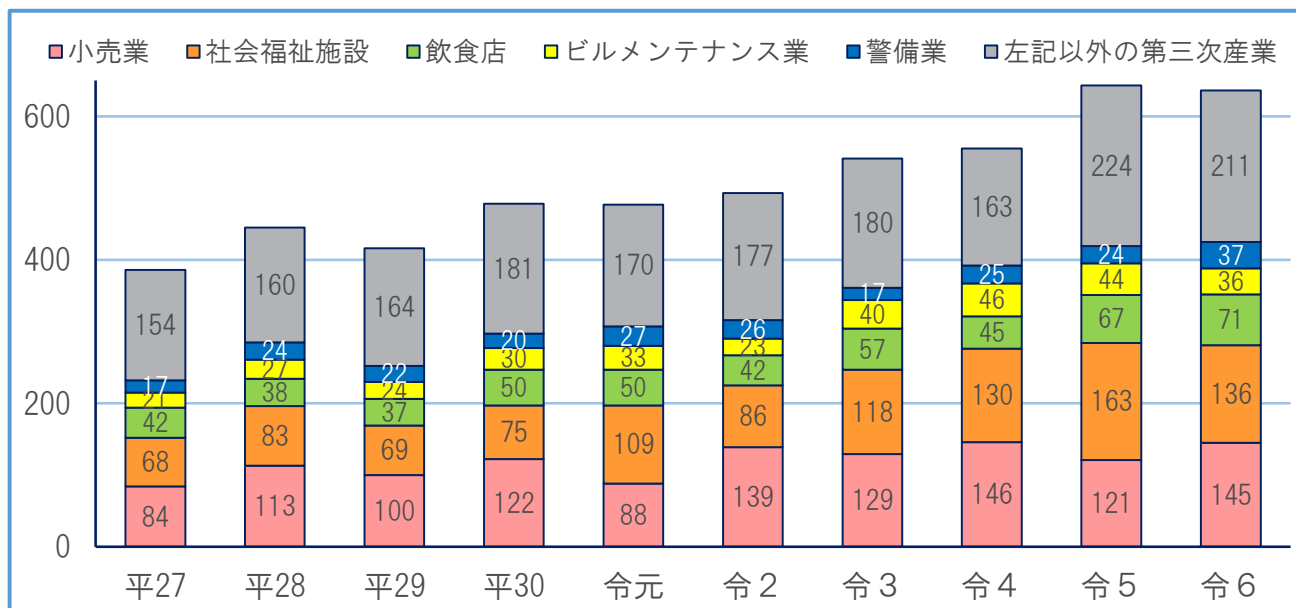
令和6年における休業4日以上の死傷災害の被災者数は917人で、前年（965人）より48人減少（-5.0%）しています。

業種別では、建設業（-24.4%）、陸上貨物運送事業（-17.2%）、社会福祉施設（-16.6%）、ビルメンテナンス業（-18.2%）で減少し、小売業（+19.8%）、警備業（+54.2%）で増加しています。



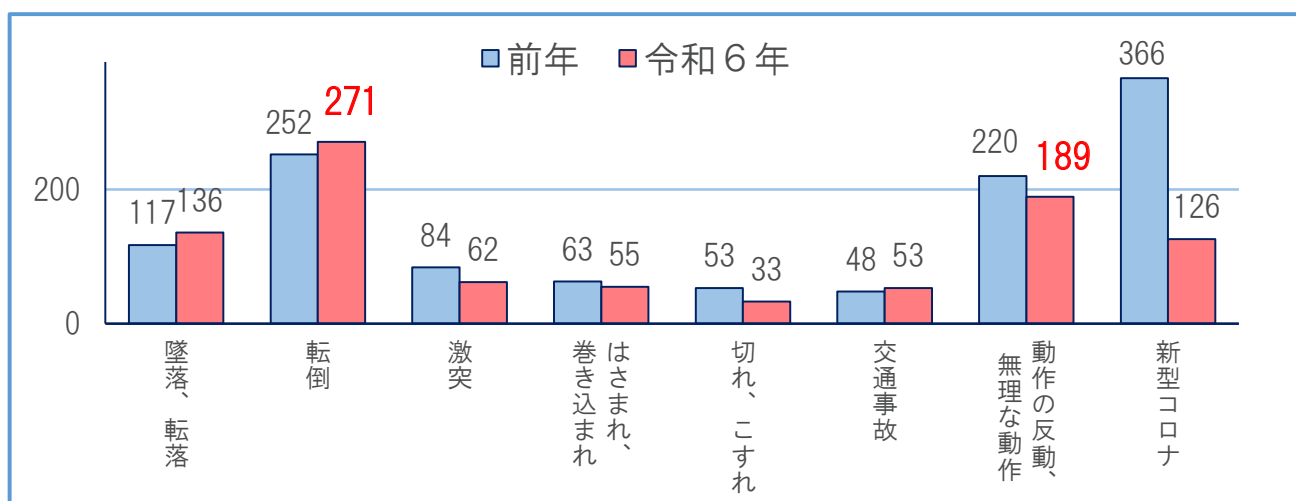
	平 27	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6
製造業	71	82	67	98	86	83	84	57	79	75
建設業	91	83	80	65	77	53	68	94	90	68
建築工事	51	60	45	43	50	40	37	59	63	49
運輸交通業・貨物取扱業	142	133	154	141	124	118	141	139	137	125
陸上貨物運送事業	111	107	120	112	97	97	115	115	116	96
ハイヤー・タクシー業	26	22	32	24	24	10	13	6	13	16
第三次産業	386	445	416	478	477	493	541	555	643	636
小売業	84	113	100	122	88	139	129	146	121	145
社会福祉施設	68	83	69	75	109	86	118	130	163	136
飲食店	42	38	37	50	50	42	57	45	67	71
ビルメンテナンス業	21	27	24	30	33	23	40	46	44	36
警備業	17	24	22	20	27	26	17	25	24	37
上記以外の業種	8	12	6	9	4	3	7	4	16	13
全産業	698	755	723	791	768	750	841	849	965	917

◇ 第三次産業における死傷者数（休業4日以上） ※新型コロナ除く



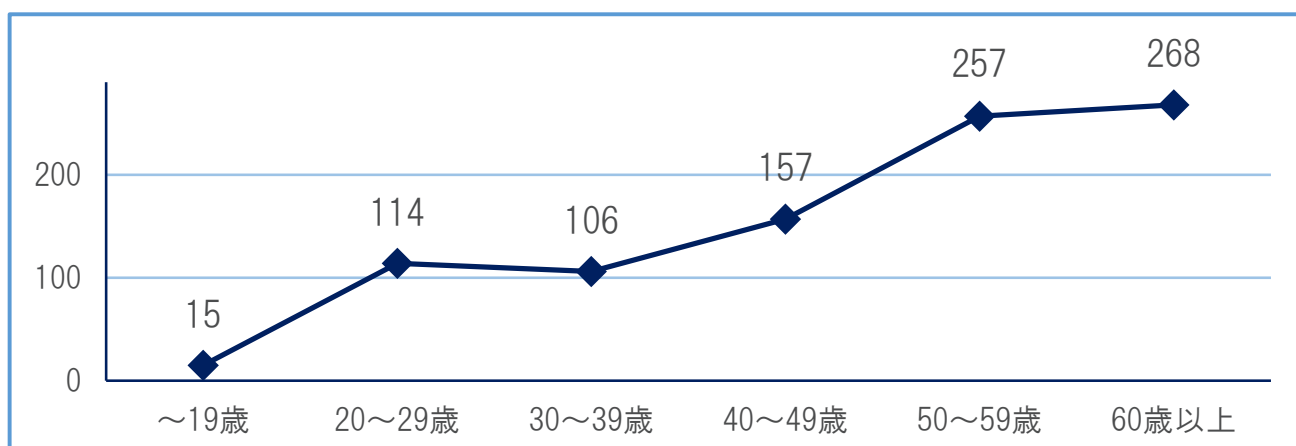
◇ 主な事故の型別（休業4日以上）

事故の型別では、新型コロナウイルスによるものを除くと、「転倒」による災害が271人（29.6%）、「動作の反動、無理な動作」による災害が189人（20.6%）発生し、全体（917人）の半数以上（460人、50.2%）を占めます。



◇ 年齢別（休業4日以上） ※新型コロナ除く

年齢別では、20歳代、30歳代が少なく、50歳以上が多く被災しています。



「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。
※報告を受けるだけでなく、服薬記録やパナソニックの採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を継続的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業員離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

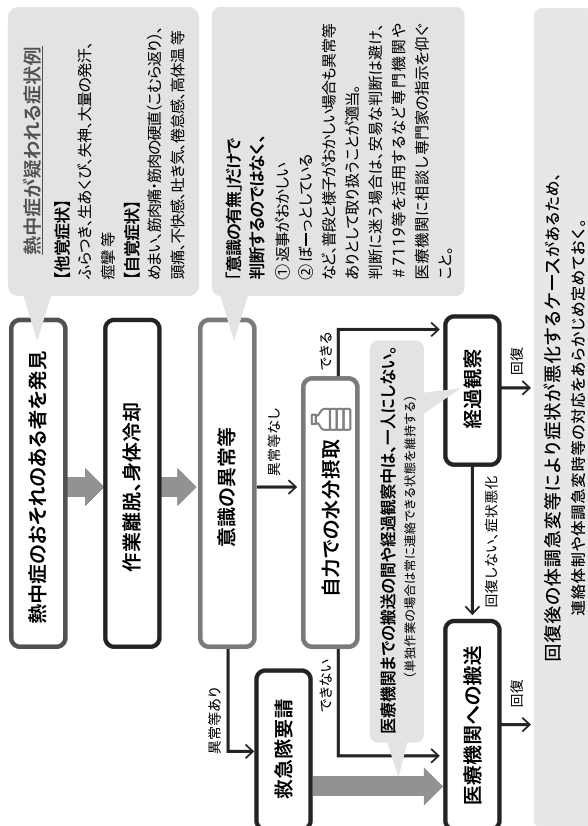
※作業強度や暑気の状態等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

職場における熱中症対策の強化について



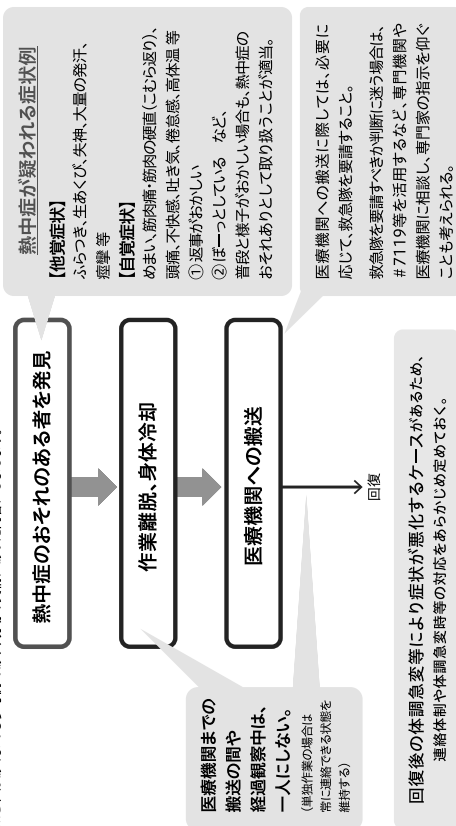
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



多摩立川保健所からのお知らせ

たまり水をなくして蚊の発生を減らしましょう

蚊が発生しやすい季節となりました。蚊は人を刺すだけでなく、デング熱やジカウイルス感染症など様々な感染症を媒介することが知られています。日ごろから身の回りの蚊の発生防止に努めることが重要です。

蚊の発生を防ぐために

蚊は水中に卵を産み、幼虫も水中で成長します。そのため、**たまり水**をなくせば、蚊の発生を抑えることができます。蚊は小さなたまり水にも卵を産みます。次のような、水がたまりやすいところをチェックし、発生防止の対策をしましょう。



身近なたまり水



空きビン・空き缶



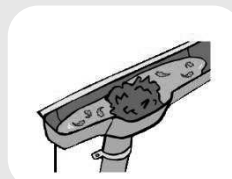
植木鉢の受け皿



雨ざらしの用具



タイヤの水たまり



つまった雨どい

- 不要なものは片づける。
- 定期的に確認し、たまり水を捨てる、つまりを取り除く。

雨水ます



ますの下に、「泥だめ」という雨水や落ち葉等のごみがたまる場所があり、蚊の幼虫の生息場所になります。

- 定期的に点検して、つまりを取り除き、周辺を清掃する。
- 薬剤（昆虫成長制御剤IGR）を投入する場合は、使用上の注意をよく読んでから使用する。

さらに詳しい情報は『東京都保健医療局 蚊の対策』で検索

【この記事に関するお問合せ】 多摩立川保健所 生活環境安全課 環境衛生担当 TEL042-524-5171

「立協たより」広報部員による 丸ごと 1 ページ責任編集 ～ No. 57 ～

～ 普通救命講習会に参加して ～

7 月 1 日は「AEDの日」である。日本救急医療財団が「AEDの日」としてAEDを中心とした救急蘇生の普及啓発を促進するとともに、命の大切さを再認識する全国的な市民運動を呼び掛けている。

平成16年（2004年）の7月1日、一般市民のAED使用に関する法的解釈がなされて、一般市民によるAED使用の普及が始まり、翌年の愛知万博の際には会場内のAEDを使用して複数名の命が救われ、AEDが注目されるようになった。

令和3年中、東京消防庁管内でバイスタンダー（その場に居合わせた人）がAEDを使用し、電気ショックを実施した件数が202件、心拍再開率が53.0%であった。21年前は医師や看護師のみがAEDを使用していたが、今ではバイスタンダーが救急車を待つ間に、心肺蘇生を行ったりAEDを使用することで、傷病者（ケガ人や急病人）の社会復帰率が高まっている。

先日、消防署で「普通救命講習」を受講した。3時間に及ぶ講習会では訓練用の人形を使って初めて心肺蘇生と、AED（自動体外式除細動器）を使った実地訓練を体験した。あっという間の3時間だった。

応急手当の重要性や救命処置について学んだ。「救命処置」とはどんな「処置」なのか。傷病者の命を救うために行う「心肺蘇生」、「AEDを用いた電気ショック」、「気道異物除去」の3つの処置を指している。「気道異物除去」とは、気道（空気の通り道で、鼻・口から肺に至る）に異物を詰まらせ呼吸ができなくなっている人の、異物を取り除くことをいう。

毎年お正月にお餅を喉に詰まらせて救急搬送される人がいる。気道に異物（餅）を詰まらせて呼吸ができない状態で救急搬送されるのだ。65歳以上の「窒息・誤飲」したものの上位5製品（令和2年中・東京消防庁管内）の結果は意外なものが1位だった。第5位は餅。第4位は入れ歯。第3位はご飯。第2位は包み・袋。そして第1位がなんと「おかゆ類」。餅の方が詰まらせる人が多いと思ったが、おかゆは咀嚼しないで飲み込むので、誤飲・窒息に繋がるそう。窒息は放置すれば死に至る危険な事故になる。食べる前に飲み物で喉を潤したり、窒息を起こしやすい食べ物を制限したり、食べる時は小さく切ったりするなどの配慮によって、窒息や誤飲を防ぐことができる。この配慮は高齢者だけではなく乳児・小児に対しても有効だ。

今回の講習で一番驚いたのが、訓練用の人形を使った心肺蘇生訓練だった。医療ドラマや映画で観る胸骨圧迫がこんなにもハードだとは思わなかった。無我夢中だったので無駄な力が入り過ぎ、終わってみれば息切れがするほど呼吸が乱れていた。案の定、受講の翌日は手首・腰・両膝が痛み湿布のお世話になった。

胸骨圧迫は手のひらの付け根だけに力が加わるように、垂直に体重が加わるよう両肘をまっすぐに伸ばし、圧迫部位の真上に肩がくるような姿勢で実施。十分な強さと十分な速さで、絶えまなく胸骨を圧迫することが最も大切。圧迫の強さは、胸が約5cm沈むまでしっかり圧迫。約5cmは単三電池の長さとはほぼ同じ。圧迫のテンポは、1分間に100～120回だ。人形を使って胸骨圧迫を試みたが、「こんなに強く圧迫してもいいのですか？」と講師に質問をしたところ、「いいんです！ 骨は何本もありますが、心臓はひとつしかありません。だからいいんです！」と。

胸骨を圧迫するテンポである1分間に100～120回だが、実際には焦ってテンポがわからなくなるだろうと心配になり、帰宅後どうしたらよいか調べてみたところ、アンパンマンのマーチ・うさぎとかめ・ドラえもののうた・世界に一つだけの花などを口ずさむと良いらしい。

（広報部員 M. I.）

私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2025 「私の安全衛生宣言」募集！

東京労働局では、官民一体となった労働災害防止等の取組を推進しています。
この取組の一環として、「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2025」を開催し、職場における労働者自身の安全衛生宣言を広く募集します。多数のご応募をお待ちしております。

(東京労働局HP)

募集期間：2025年7月1日（火）～10月7日（火）

応募資格：都内の事業場で働いている方

応募方法：電子メール又は応募フォーム

発表：入選された方に直接連絡いたします

表彰式：2025年12月頃



昨年度の安全衛生宣言コンクール受賞作品

○優秀作品賞

安全部門

・うまくやるより安全に 早くやるより確実に 作業手順守って安全作業

・ささいなことでも 指さし確認！ その一瞬が防ぐ事故

労働衛生部門

・水分・塩分 補給の徹底！ 皆で声かけ 体調確認！

・過信せず 業務前には 腰痛予防体操をします。

○奨励賞

安全部門

・忙しい時こそ 一呼吸 心のゆとりで安全確認・事故防止

労働衛生部門

・化学物質使用時は SDSをまず確認！ 正しい保護具で 防ぐ疾病

・もう少し あと少しで オーバーヒート ゆとりをもって クールダウン

※応募方法・応募様式は東京労働局HPをご確認ください

主催：東京労働局、(公社)東京労働基準協会連合会

令和7年度定時支部会員総会開催される

令和7年5月13日（火）、定時支部会員総会が東基連たま研修センターにて開催され、各議案について審議がなされ、原案のとおり承認されました。

- ・令和6年度事業報告承認の件について
(第1号議案)
- ・令和6年度収支決算報告承認の件について
(第2号議案)
- ・支部幹事選任の件について
(第2号議案)

- ・令和7年度事業計画（案）の件について
(第1号報告)
- ・令和7年度収支予算（案）の件について
(第2号報告)

第1号議案では、東基連本部・立川労基署等共催無料講習等事業、各部会の活動状況、技能講習・特別教育等実施状況などの説明、第2号議案では、講習会収入等が前年度より減収しているが、それ以前と比較して順調に増加している等の説明、第3号議案では支部幹事選任の提案がなされました。第1号報告、第2号報告も併せ満場異議なく承認されました。

来賓の柳多賀子立川労働基準監督署長からは、「日頃の会員のご協力に感謝申し上げます。」との挨拶に続き、長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた取組について要請がありました。また、古賀睦之（公社）東基連常務理事からも「本部支部、立川支部は会員様のお役に立つ事業を進めてまいりますので、ご意見など是非支部にお声がけをお願いします。また、会員の加入勧奨にもご協力をお願いします。」とのご祝辞をいただきました。

令和7年度も引き続き、当支部協会に会員の皆様のご理解とご支援をお願い申し上げます。

編集後記

私事で恐縮ですが、昨年、労働新聞社から出版した「社労士・人事担当者のためのパワハラ・精神障害労災認定調査と労働局・労基署対応実務」（森井労働法務事務所 編著）が、「政刊懇談会」（政府刊行物を発行する出版社が集まった団体）から、「第24回ほんづくり大賞 特別賞」に選定されました。

選定理由は、「本書は、実際に労基署の相談窓口で総合労働相談員として活躍している社労士、ハラスメント防止対策の専門家でコンサルティングを多く手がけている看護師、さらに労働法の専門家である弁護士、労働局・労基署における長い実務経験を有する元監督署長の社労士の4名が、労働局・監督署の調査、監督指導対応、コンサルティングに何が必要かを多角的な視点で、できるだけ分かりやすく解説されています。本書の構成で解説者を似顔絵で表示し、どの項目をどの担当者が解説しているのか一目でわかります。本書は、社労士・人事担当者ばかりでなく各企業の方々やパワハラや精神障害労災認定に関心のある方々へとても参考となる書籍です。以上の点を評価し、特別賞に選定させていただきました。」とされています。また、7月には政刊懇談会 YouTubeチャンネルの取材があり、YouTubeにも著者全員でできるようで、しばらくは何かと騒がしい日々が続くそうです。

(広報部員 H.M.)